

# 山口県報

令和4年  
4月5日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示  
保安林指定の解除（長門市）（森林整備課）……………一
- 公告  
一般競争入札の実施（デジタル・ガバメント推進課）……………一  
基本測量の実施（監理課）……………三  
公共測量の実施の終了（監理課）……………三  
岩国都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………三  
岩国都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………三
- 雑報  
県報の正誤（令和四年三月二十二日山口県告示第六十八号ほか四件）……………四

## 山口県告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和四年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
長門市仙崎字六浦一〇九三九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき



## 三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観  
光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）



## （五〇）一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成  
七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和四年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の借入れ
- （一） 物品等の名称及び数量
- （二） サーバ仮想化基盤システム 一式
- （三） 物品等の特質等
- （四） 入札説明書及び仕様書による。
- （五） 使用期間
- （六） 令和五年二月一日から令和十年一月三十一日までの間
- （七） 使用場所
- （八） 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課電子計算機室及び  
山口市熊野町地内
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- （一） 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百  
七十七条の四第一項のいずれかに該当する者でないこと。
- （二） 政令第六百七十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競  
争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使  
用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （三） 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業  
務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和四年山口県告示第二十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和四年四月五日から同年五月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(五) 平成二十八年四月一日から令和四年四月五日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(六) 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者（当該者から再委託を受けた者を含む。）でないこと。

三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限  
(一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所  
山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

(三) 受領期限  
令和四年五月十六日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和四年五月十七日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時  
(一) 場所  
山口市滝町一番一号 山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課研修室

七 入札保証金  
免除する。

八 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法  
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣政  
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(三) 契約書の作成の要否  
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和四年五月六日午後五時十五分までに山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を同月十二日までに発送する。  
1 入札参加資格確認申請書  
2 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金  
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和四年五月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出すること。  
(七) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課（電話〇八三一九三三三三二九）に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of infrastructure system for server virtualization
- (3) Period of use: From February 1, 2023 to January 31, 2028
- (4) Place of use: Computer Room, Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government and within Kumano-cho, Yamaguchi City
- (5) Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-1329)
- (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. May 16, 2022 (If brought in person: 11:00 A.M. May 17, 2022)

(五二) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和四年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
基本測量(航空重力測量)
- 二 作業の地域  
山口県全域
- 三 作業の期間  
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(五二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、防府市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和四年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域  
防府市
- 三 作業の期間  
令和三年十月十八日から令和四年三月十五日まで

(五三) 岩国都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による岩国都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画第一種市街地再開発事業岩国駅前南地区第一種市街地再開発事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(五四) 岩国都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による岩国都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和四年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
岩国都市計画地区計画岩国駅前南地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



正  
誤

令和四年三月二十二日山口県告示第六十八号（土砂災害警戒区域の指定の解除）

四	ページ	下	段	行	誤	正
		九			椋木町(一)	椋野町(一)

令和四年三月二十二日山口県告示第七十号（土砂災害警戒区域の指定）

五	ページ	上	段	行	誤	正
		九			椋木町(一)	椋野町(一)

令和四年三月二十二日山口県告示第七十三号（土砂災害特別警戒区域の指定の解除）

六	ページ	上	段	行	誤	正
		七			椋木町(一)	椋野町(一)

令和四年三月二十二日山口県告示第七十五号（土砂災害特別警戒区域の指定）

六	ページ	下	段	行	誤	正
		八			椋木町(一)	椋野町(一)

令和四年四月五日印刷  
令和四年四月五日発行

発行人所

山口県知事